

# CLT等利用促進対策事業実施要綱

制定（平成28年 5月12日付け、林第129号）

改正（平成29年 3月29日付け、林第948号）

## （趣旨）

第1 県内の人工林資源は年々充実してきており、成熟した人工林の利用と再造林を進め、資源を循環利用することが求められている。

こうした中、平成27年8月に「CLTで地方創生を実現する首長連合」が設立され、全国的にCLTを活用した地方創生の取組が始まっており、県内では全国初となるCLT量産工場が整備された。

このため、CLT製造に必要なラミナ（挽き板）の安定供給を図るとともに、住宅建築や公共施設等での導入を促進する。また、東京五輪施設での利用を視野に、認証材のストックを支援する。

## （事業区分）

第2 第1の趣旨を踏まえ、第3で定義する県産材を活用したCLTの需要の拡大を促進するため次の事業を実施し、事業実施主体、補助率等は別表1～3のとおりとする。

### （1）CLT等利用促進支援事業

#### ① CLT利用施設等支援

公共施設や不特定多数の集客が見込まれる施設等において、CLTを利用した建築物や工作物の木造化、木質化及びテーブルやベンチ等の木製品を導入する場合には必要な経費の一部を助成する。

#### ② CLT利用建築物設計支援

公共施設や不特定多数の集客が見込まれる建築物において、CLTを構造体として利用した建築物の設計に必要な経費の一部を助成する。

### （2）CLTラミナ安定供給体制整備事業

CLTの需要に応じた品質、数量のラミナを確保するため、森林所有者や素材生産業者、製材業者、CLT加工業者等で構成される協議会を設置し、県産のラミナを安定的・効率的に供給するための体制整備に対して支援する。

### （3）認証材ストック支援事業

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の競技施設等の整備において、国際的な森林認証制度に基づく認証材が採用される見込みであり、認証材で生産したCLT等用の原材料を一定量確保し、オリンピックに向けたCLT等の供給体制を整える必要があることから、認証ラミナ等を保管するために必要な経費を助成する。

### （4）CLTで家づくり支援事業

木材需要の大半を占める住宅建築において、CLTの積極的な使用を促進するため、床や壁等にCLTを使用して、住宅を建築する大工・工務店等を支援する。

## （定義）

第3 この要綱において、県産材を活用したCLTとは、「岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）」に基づく登録を受けている製材業者によって製材された挽き板を主に用いて製造されたものをいう。

## （事業実施期間）

第4 事業は、計画が承認された同一年度内に完了しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度事業から適用する。